

消費税関係

令和5年度消費税改正点 ～主に中小事業者に対する改正～

1 はじめに

令和5年10月から消費税の適正な課税を確保するようインボイス制度が導入される。この新制度の導入により、中小事業者の事務負担は大幅に増え、今まで免税事業者であった小規模事業者等の税負担は重くなる。本稿では、これらの問題点について検討することとする。

2 小規模事業者に対する 納税額に係る負担軽減措置

①適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる（28年改正法附則51の2①）。

②適格請求書発行事業者が①の適用を受けようとする場合には確定申告書にその旨を付記すればよく事前の届出は不要である（28年改正法附則51の2③）。

③適格請求書発行事業者が既に簡易課税制度の届出を提出済で

もこの①の特例制度は適用可能である。この場合あえて簡易課税制度の届出書を取り下げる必要はない。

③当該特例を受けた適格請求書発行事業者が、翌課税期間中に簡易課税制度の届出を提出した場合、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用ができる（28年改正法附則51の2⑥）。

3 中小事業者等に対する 事務負担の軽減措置

①基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入について、当該課税仕入に係る支払対価の額が1万円未満（税込・1回の取引金額）である場合、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となる（28年改正法附則53の2）。

4 少額な返還インボイス の交付義務の免除（恒久措置）

①売上に係る対価の返還等に係る税込金額が1万円未満の場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除となる（消法57の4③）。

②①の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上に係る対価の返還等について適用となる（令和5年

改正法附則20②）。

5 適格請求書発行事業者 登録制度の見直し

①免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出する必要がある。

②適格請求書発行事業者が登録の取消を求める届出書の提出はその提出する課税期間の翌課税期間の初日から登録を取消そうとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにする必要がある。

③①及び②の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難事情については記載がなくても問題はない。

6 おわりに

令和5年度改正は中小事業者等の事務負担の軽減措置が講じられた。この改正は実際の実務に配慮されたものであり、免税事業者がスムーズに課税事業者に移行するための土台作りと思われる。昨年8月現在で1割に満たなかった個人の登録事業者も、今後増加するであろう。

〔 右山研究グループ
税理士 田久保知子 〕